

平成19年7月4日

奈良市民生児童委員協議会連合会

『災害時巡回票（災害時要援護者台帳）』を整備しました

— 民生・児童委員が整備 —

奈良市民生児童委員協議会連合会は、『民生委員制度創設90周年記念事業』の「災害時一人も見逃さない運動」の一環として、高齢者や障がい者など災害時の要援護者支援のために『災害時巡回票』（別添）を作成しました。

この作業は、私たち民生・児童委員が担当地域を足で回りながら地域の実態をつかみ、地域住民とコミュニケーションを取りながら集約しているものであり、長年にわたる地域住民との信頼関係により実現したものです。

【災害時巡回票の集計結果】（6月末時点）

◇ひとり暮らし高齢者の人数	5,650人
◇障がい者の人数	999人
◇高齢者のみで暮らす人数	3,507人
◇子育て世帯数	1,017世帯
（災害時巡回票回収件数 10,982件）	

（参考）

民生・児童委員は古くから「福祉票」（別添）を作成して持っています。

地域福祉の担い手として私たちの足で積極的に地域を回り、担当地域の実態を的確に把握した内容を記載したものが「福祉票」です。

日頃の活動に「福祉票」を活用し、民生・児童委員が交代する時はしっかりと引き継いでいくものであり、民生・児童委員にとっては最も大事なツールです。

福祉票は、家族の状況など大事な個人情報を含むため、民生・児童委員の守秘義務もさることながら慎重に取り扱っていることから、「福祉票」とは別に災害時の安否確認等に活用する目的のために「災害時巡回票」を作りました。

1. 事業開始時期

平成18年10月から民生・児童委員が地域を回り、災害時巡回票を作成してきました。今回の第1回集計は6月末時点で行ったものであり、今後も実態に合わせて随時内容の更新を行う予定です。

2. 作業の対象地域

奈良市全域（地区民生児童委員協議会単位で実施）

3. 実施主体

奈良市民生児童委員協議会連合会（市内46地区の民生児童委員協議会の連合組織）
（※奈良市の民生・児童委員定数は754人）

4. 事業内容

いつ発生するかわからない地震などの災害は、自力での避難や移動が困難な高齢者や障がい者などの要援護者（災害弱者）にとっては非常に大きな不安です。

そこで、災害時のために、高齢者や障がい者などの情報を載せた「災害時巡回票」を民生児童委員が普段から持つことは、被災時のスムーズな安否確認に大いに役立つものです。

— 具体的作業 —

全国民生児童委員連合会が提唱している「災害時一人も見逃さない運動」実行計画を基本としています。

地域で防災活動に関わる住民組織（地区防災組織など）などと情報を共有することを前提とした同意（任意）を得ながら、市が将来整備する予定の災害時要援護者台帳の基礎データともなる「災害時巡回票」を作成することにしました。

この事業を進めるために、奈良市民生児童委員協議会連合会は、平成17年度に作業部会（名称：地域防災活動支援推進委員会）を立ち上げて以下の基本プランを作成しました。

【基本プラン】

ステップ1：「災害時巡回票」の作成

作成にあたっては、担当地区内の要援護者を対象に一人ひとりに主旨を説明し、地域や行政が情報を共有することについての同意（任意）を本人から得ます。

ステップ2：巡回票の集計

作成した巡回票の集計を行います。

ステップ3：防災マップの作成

作成した巡回票に基づき防災マップを作成します。

マップには、移動困難な要援護者のために一次避難所を記入します。

(※なおステップ2について、6月末現在の集計結果は先に述べたとおりです。)

5. 現状では

私たち民生児童委員の担当地域における活動においても、個人情報保護法が壁になって災害時の名簿作りを進めにくいという声や、あるいは行政が持つ要援護者情報を提供してほしいという声が出ます。

このように、民生児童委員にとっては、情報の収集と情報の共有を進めにくいという現状も含めて、最大の課題は何と言っても“個人情報の取り扱いの難しさ”と、地域住民の理解協力をスムーズに得ることの難しさであると思います。

6. 今後の課題

これら課題クリアのために、今後私たち民生児童委員協議会連合会が努力すべきことは、行政と連携・協力して活動を進めることであり、個人情報の取り扱いに関することや、災害時要援護者支援のための名簿作りに関して、より地域住民の理解協力を得ることであると考えています。

【課題】

①将来的には、この災害時巡回票情報を平時から地域内で共有できる方法を考えなければなりません。そして、行政内部の必要な部署にも提供することが出来て、共有されることが重要であると考えています。

②災害時巡回票情報の完成度をより高めるためには、民生児童委員の作業にも一定限界があると考えています。そこで近い将来には、行政の持つ災害時要援護者情報を民生児童委員が閲覧することができるように、行政の役割を果たしていただきたいと思います。

◆民生委員・児童委員協議会連合会は、行政と協働で名簿作りのための検討を続けたいと考えています。

7. 参考

最近の例から：(新聞記事から抜粋)

『……能登半島地震の時、民生委員らが独自に作った「高齢者マップ」をもとに、地震発生直後からお年寄りや介護の必要な人の自宅を回り、短時間で安否確認を終えた地区があった。

地震発生から約1時間半後、七尾市袖ヶ江地区の民生委員姥浦薫さん（63歳）は、一人暮らしのお年寄りの家を一軒一軒回り始め、約1時間で担当の13世帯全員の無事を確認した。

市は、地震発生から約4時間後に各地区の代表者に見回りを要請したが、その時点で対象の高齢者約3,600世帯の多くの無事が確認されていた。

被害の大きかった輪島市の旧門前地区でも民生委員が独居や病弱な高齢者の家の色分けした地図を作っており、発生4時間後にはほぼ全ての要援護者の所在を確認したという。……』

この件に関するお問い合わせ先は

奈良市民生児童委員協議会連合会

事務局：保健福祉部 福祉総務課

連絡先：内線 2811